

優先出資の募集に関する決定公告 (10,000口)

令和2年3月16日

出資者各位

東京都中央区京橋一丁目9番5号
全国信用協同組合連合会
理事長 内藤 純 一

優先出資の募集について、下記のとおり決定いたしましたので公告いたします。
記

1. 募集優先出資の内容

- (1) 当会は、優先出資者に対して、普通出資者に先立って、優先的配当を行うものとする。優先的配当の額（以下「優先的配当金」という。）の額面金額に対する率（以下「優先的配当率」という。）は、次のとおりとする。
 - イ. 優先的配当率（年率）は「(優先的配当率見直しの基準日における12か月円TIBORレート+0.38%)×2」によって決定する。
 - ロ. 優先的配当率の決定の基準日は、初回を令和2年2月6日とし、以降毎年4月1日とする。（ただし、4月1日が銀行休業日の場合はその直後の営業日とする。）
 - ハ. 決定された優先的配当率は、基準日の属する事業年度に適用する。
- (2) 優先的配当率の上限は年1割6分とする。
- (3) 優先出資者に対する剰余金の配当の額が優先的配当金を下回った場合、その下回った額は翌事業年度の優先的配当金に加算されないものとする。
- (4) 当会は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条の規定に基づき、優先出資の消却を行うことができる。また、これを行うため、自己の優先出資を取得することができる。
- (5) 優先出資の消却のため、当会が優先出資を買い入れるときは、一口当たりの優先出資の払込金額に買入口数を乗じて算出した金額に、次のとおり算出した金額を加え、優先出資者に支払うものとする。
1口あたりの優先出資額面金額×優先的配当率×（優先出資を買い入れる事業年度の配当起算日から買入日までの日数/365）×買入口数
- (6) 残余財産の分配は、定款に定める方法に従い、次に掲げる順序によりこれを行うものとする。
 - イ. 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。
 - ロ. 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する（当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。）
 - ハ. イ及びロの分配を行った後、なお残余があるときは、払込済普通出資の口数に応じて按分して会員に分配する。
- (7) 残余財産の額が前項イ及びロの規定により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

2. 募集口数		10,000口
3. 額面金額	1口につき	100,000円
4. 払込金額	1口につき	200,000円
5. 払込期日		令和2年3月31日(火)
6. 配当起算日		令和2年3月31日(火)
7. 増加する資本金及び資本準備金	資本金	1口につき 100,000円
	資本準備金	1口につき 100,000円
8. 募集の方法		私募 以上

優先出資の募集に関する決定公告 (36,000口)

令和2年3月16日

出資者各位

東京都中央区京橋一丁目9番5号
全国信用協同組合連合会
理事長 内藤 純 一

優先出資の募集について、下記のとおり決定いたしましたので公告いたします。

記

1. 募集優先出資の内容

- (1) 当会は、優先出資者に対して、普通出資者に先立って、優先的配当を行うものとする。優先的配当の額（以下「優先的配当金」という。）の額面金額に対する率（以下「優先的配当率」という。）は、次のとおりとする。
 - イ. 優先的配当率（年率）は「(優先的配当率見直しの基準日における12か月円TIBORレート+0.49%)×2」によって決定する。
 - ロ. 優先的配当率の決定の基準日は、初回を令和2年2月6日とし、以降毎年4月1日とする。（ただし、4月1日が銀行休業日の場合はその直後の営業日とする。）
 - ハ. 決定された優先的配当率は、基準日の属する事業年度に適用する。
- (2) 優先的配当率の上限は年1割6分とする。
- (3) 優先出資者に対する剰余金の配当の額が優先的配当金を下回った場合、その下回った額は翌事業年度の優先的配当金に加算されないものとする。
- (4) 当会は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条の規定に基づき、優先出資の消却を行うことができる。また、これを行うため、自己の優先出資を取得することができる。
- (5) 優先出資の消却のため、当会が優先出資を買い入れるときは、一口当たりの優先出資の払込金額に買入口数を乗じて算出した金額に、次のとおり算出した金額を加え、優先出資者に支払うものとする。
 $1口あたりの優先出資額面金額 \times 優先的配当率 \times (優先出資を買い入れる事業年度の配当起算日から買入日までの日数 / 365) \times 買入口数$
- (6) 残余財産の分配は、定款に定める方法に従い、次に掲げる順序によりこれを行うものとする。
 - イ. 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。
 - ロ. 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する（当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。）
 - ハ. イ及びロの分配を行った後、なお残余があるときは、払込済普通出資の口数に応じて按分して会員に分配する。
- (7) 残余財産の額が前項イ及びロの規定により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

2. 募集口数		36,000口
3. 額面金額	1口につき	100,000円
4. 払込金額	1口につき	200,000円
5. 払込期日		令和2年3月31日(火)
6. 配当起算日		令和2年3月31日(火)
7. 増加する資本金及び資本準備金	資本金	1口につき 100,000円
	資本準備金	1口につき 100,000円
8. 募集の方法		私募 以上